

佐倉市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和6 年度	人 169,506	千円 59,551,044	千円 2,564,690	千円 9,955,053	% 16.7	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

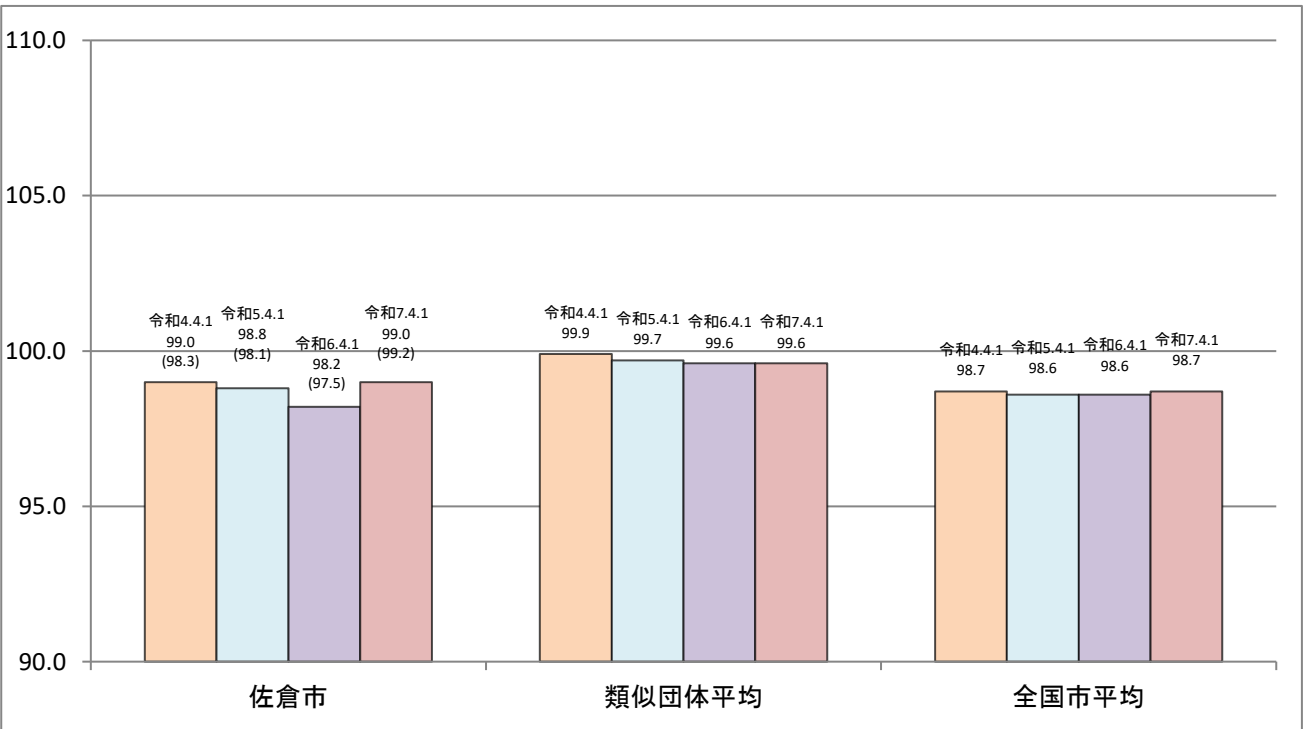
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 917	千円 3,650,549	千円 1,199,381	千円 1,593,989	千円 6,443,919	千円 7,027	千円 6,799

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況

佐倉市は人事委員会を設置していないため、記載する内容はございません。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、7級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準 8.0%に対し、佐倉市においては 9.2%を支給。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当及び再任用職員の手当について、国と同様に見直しを実施。（令和７年４月１日実施）

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐倉市	44.3歳	342,500円	464,160円	398,237円
千葉県	39.8歳	315,893円	424,453円	370,183円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.1歳	330,096円	437,516円	393,258円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額 (国比較ベ ース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A ／ B
佐倉市	55.7 歳	3 人	337,300 円	380,167 円	371,667 円	—	—	—	—
うち 用務員	*歳	1 人	*円	*円	*円	他に分類され ない運搬・清 掃・包装等従 事者	49.6 歳	246.2 千円	*
うち 清掃職 員	*歳	1 人	*円	*円	*円	廃棄物 処理業	48.0 歳	320.6 千円	*
うち 調理師	*歳	1 人	*円	*円	*円	飲食物 調理従事者	45.5 歳	280.2 千円	*
千葉県	50.8 歳	267 人	299,845 円	361,290 円	336,977 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.5 歳	87 人	325,452 円	388,929 円	367,277 円	—	—	—	—

区 分	公 務 員		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
佐倉市	6,259,044 円	－ 円	－
うち 用務員	*円	4,457,900 円	*
うち 清掃職員	*円	3,247,300 円	*
うち 調理師	*円	3,700,600 円	*

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐倉市	53.8 歳	381,900円	476,900円
千葉県	39.6 歳	359,710円	428,310円
類似団体	41.6 歳	337,886円	403,447円

※佐倉市においては、小・中学校教育職の該当者無しのため、幼稚園教育職のみの数値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		佐 倉 市	千 葉 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	194,500円	194,500円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

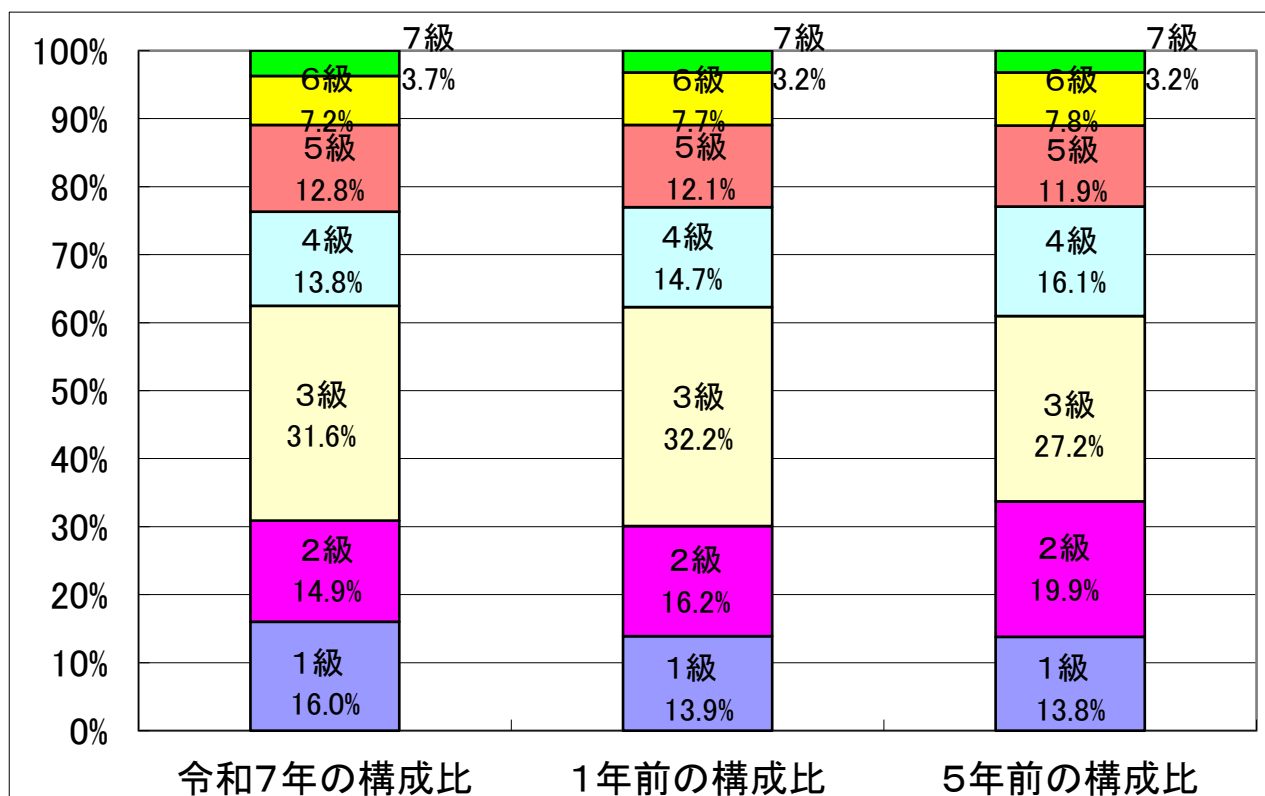
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	276,752円	359,922円	387,080円	419,765円
	高 校 卒				393,871円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

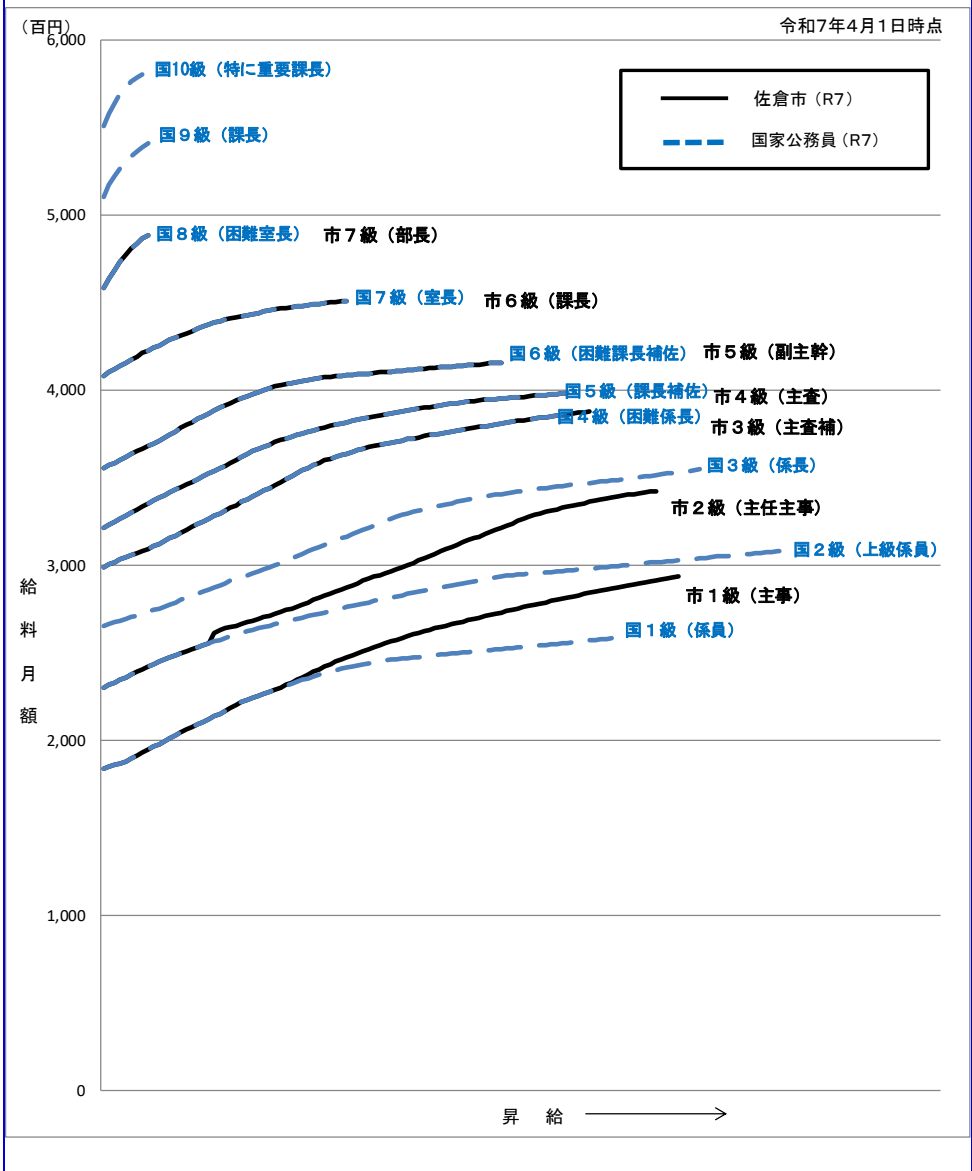
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	109人	16.0%	183,500円	293,400円
2 級	主任主事・主任技師	101人	14.9%	230,000円	342,300円
3 級	主査補	215人	31.6%	298,800円	387,700円
4 級	主査	94人	13.8%	321,300円	398,200円
5 級	副主幹	87人	12.8%	355,200円	415,700円
6 級	課長・主幹	49人	7.2%	408,300円	450,900円
7 級	部長・参事・理事	25人	3.7%	458,300円	488,500円

- （注） 1 佐倉市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（注） 平成18年に10級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（佐倉市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐 倉 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,821千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,829千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.40 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 : 5～20% 管理職加算 : —	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 : 5～20% 管理職加算 : 15・25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 : 5～20% 管理職加算 : 10～25%

（注）（ ）内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（佐倉市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

佐 倉 市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7/100	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率3～45%）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）
1人当たり平均支給額（自己都合）2,921千円 （応募認定・定年）21,986千円	—

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日

以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		375,457千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		371,005円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全 地 域	9.2%	1,012人	8.0%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	県の人事委員会勧告や近隣市との均衡、人材確保への影響等を総合的に勘案しているため。		

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			518 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			5,079 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			10.0 %	
手当の種類（手当数）			7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
税 務 特 殊 手 当	（1）市税又は保険税の滞納処分に直接従事したとき。		2千円	400円
	（2）市税又は保険税の滞納整理（前号に掲げるものを除く。）に直接従事したとき。			200円
福祉業務手当	（1）生活保護業務に専ら従事する職員が行う、訪問による生活保護世帯の調査、指導又は相談業務に直接従事したとき。		197千円	400円
	（2）児童虐待等防止業務に専ら従事する職員が行う、訪問による児童虐待等の調査、指導又は相談業務に直接従事したとき。			
	（3）高齢者支援業務に専ら従事する職員が行う、訪問による高齢者の調査、指導又は相談業務に直接従事したとき。			
	（4）障害者支援業務に専ら従事する職員が行う、訪問による障害者の調査、指導又は相談業務に直接従事したとき。			
防疫作業手当	（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第9項までに規定する感染症（市長が別に定める感染症を除く。）が発生し、又は発生の疑いのある場合に		20千円	600円

	において、感染症の患者若しくは感染症の疑いある患者の検診、診療、看護、療養指導又はこれらの補助等の作業に直接従事したとき。		
	(2) 感染症の患者又は感染症の疑いのある患者及び感染症の病原体に汚染し、又は汚染の疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に直接従事したとき。		600円
	(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他市長が定める家畜伝染病に限る。以下「伝染病」という。）の患者に対する検査、注射等の作業、患者の殺若しくは死体の焼却の作業又は伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染した疑いのある物件場所等の消毒その他の処理作業に直接従事したとき。		300円
清掃作業手当	(1) じん芥若しくは汚物の収集運搬又は終末処理等の清掃作業に直接従事したとき。	127千円	600円
	(2) 清掃作業の現場監督に直接従事したとき。		200円
土地買収交渉等 手当	(1) 土地・家屋その他物件の移転若しくは工事に伴う損失補償の交渉又は公共用地の買収若しくは借上げの交渉に直接従事したとき。	16千円	400円
	(2) 土地境界査定に直接従事したとき。		200円
建築確認業務 手当	建築確認業務手当は、建築確認業務に直接従事した建築主事	135千円	300円
災害出勤手当	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は避難所の開設若しくは運営に直接従事したとき。	22千円	710円
	(2) 前項の現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に直接従事したとき。		1,080円
	(3) 災害救助法（昭和22年法律第1		710円

	18号) が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村 (以下「災害発生市町村」という。) に派遣され、災害発生市町村の区域内において行う同法第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号に掲げる救助に直接従事したとき。		
	(4) 災害発生市町村に派遣され、災害発生市町村の区域内において行う災害救助法第 4 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに災害救助法施行令 (昭和 22 年政令第 225 号) 第 2 条各号に掲げる救助に直接従事したとき。		1,080 円
	(5) 前 2 項に掲げるもののほか、本市の区域外で異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該地域に派遣された職員 (以下「派遣職員」という。) が災害対応業務 (応急作業等を除く。) に直接従事したとき。		1,080 円
	(6) 派遣職員が応急作業等に直接従事したとき。		1,080 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和 5 年度決算)	530,521 千円
職員 1 人当たり平均支給額 (令和 5 年度決算)	564 千円
支給実績 (令和 6 年度決算)	580,653 千円
職員 1 人当たり平均支給額 (令和 6 年度決算)	607 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和 6 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (6 年度決算)
扶養手当	配偶者	3,000 円	同じ		84,395 千円	228,095 円
	扶養親族	6,500 円				
	子	11,500 円				
住居手当	市内借家	限度 28,000 円	異なる	借家に市内外で金額差	57,248 千円	159,022 円
	市外借家	限度 20,000 円				

	市内自宅	3,000 円		を設けている点、市内自宅への手当支給を行う点異なる。		
通勤手当	電車・バス等を使用する場合	150,000 円まで 全額支給	同じ		98,156 千円	108,221 円
	乗用車等を使用する場合	乗用車 2,000 円～ 原付 2,000 円～ 自転車 2,000 円～	異なる	キロ毎の金額、上限額（31,600 円）が異なる。		
管理職手当	職制上の段階に応じ支給	39,700 円～ 116,500 円	異なる	各級の額	83,811 千円	761,918 円
休日勤務手当	祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給		同じ		8,164 千円	28,055 円

5 特別職の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	940,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 長		1,130,000 円	/ 643,500 円
報 酬	議 長	520,000 円	724,000 円	/ 463,000 円
	副 議 長	480,000 円	660,000 円	/ 420,000 円
	議 員	460,000 円	606,000 円	/ 400,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和 6 年度支給割合) 4.55 月分 (役職加算有り 20%)		
	副 市 長	(令和 6 年度支給割合) 4.55 月分 (役職加算有り 20%)		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×0.35	15,792,000 円	任期毎
		給料月額×在職月数×0.25	9,600,000 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝48 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

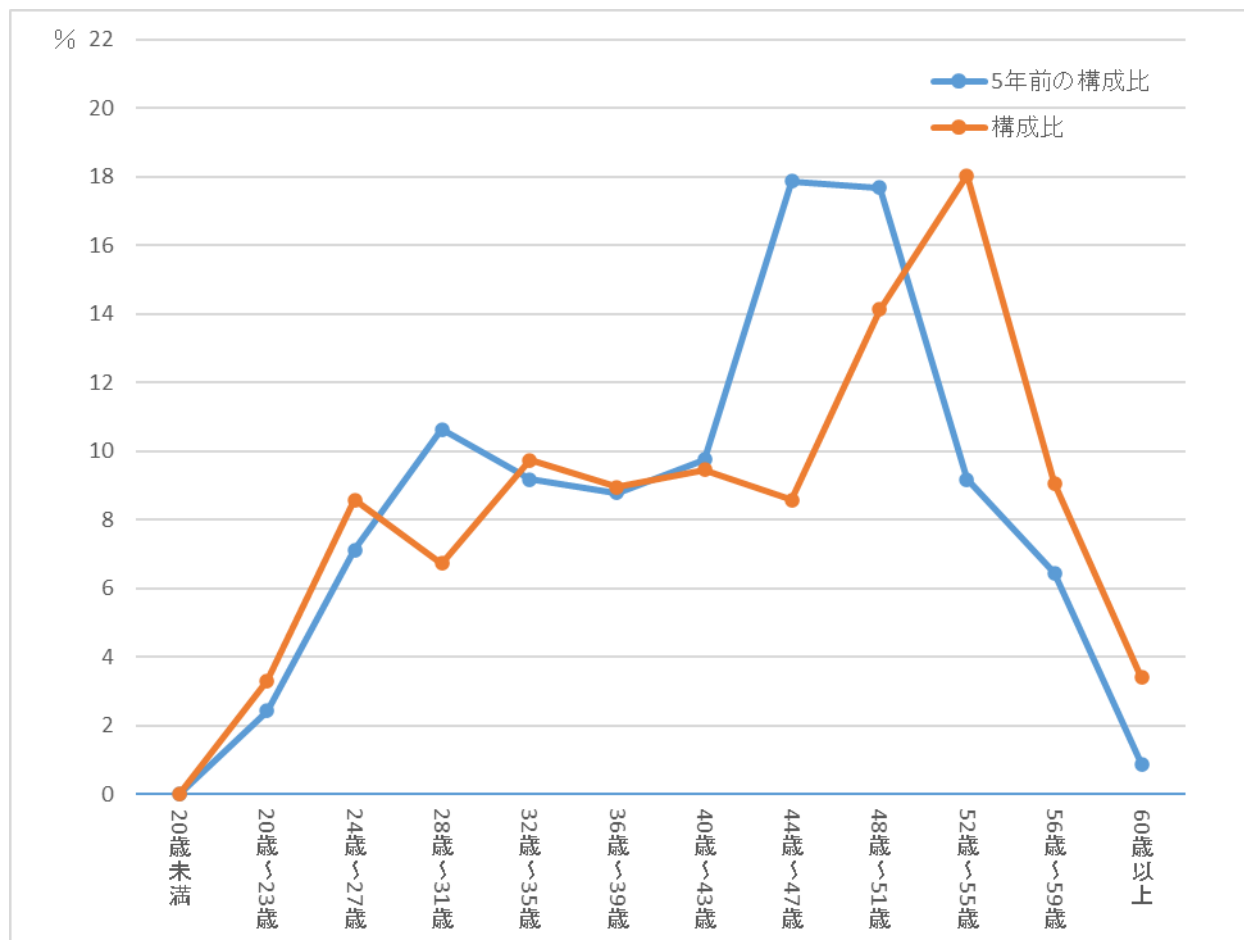
(各年4月1日現在)

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	9	1	短時間職員から常勤職員への置換による増員
		総務	240	237	3	財政、選挙及び新庁舎関連業務の体制強化による増員
		税務	60	60	0	
		労働	1	1	0	
		農林水産	18	21	▲3	施設の民間委託による減員
		商工	18	19	▲1	公益社団法人への派遣終了による減員
		土木	117	114	3	建築指導及び施設保全関連業務の体制強化等による増員
		民生	234	225	9	子ども子育て支援、生活保護及び高齢者福祉関連業務の体制強化等による増員
		衛生	75	76	▲1	清掃関連業務の体制見直しによる減員
		計	773	762	11	＜参考＞ R07人口1万人当たり職員数 45.60人 〔類似団体（習志野市、流山市、八千代市、浦安市）の人口1万人当たりの職員数 42.29人〕
	教育部門		144	143	1	教育施策推進関連業務の体制強化による増員
	消防部門		-	-	-	
	小計		917	905	12	＜参考＞ R07人口1万人当たり職員数 54.10人 〔類似団体（習志野市、流山市、八千代市、浦安市）の人口1万人当たりの職員数 66.11人〕
公営企業等会計部門	病院	-	-	-		
	水道	26	24	2	経営戦略策定業務の体制強化等による増員	
	下水道	23	22	1	短時間職員から常勤職員への置換による増員	
	交通	-	-	-		
	その他	60	64	▲4	介護保険関連業務の体制見直し等による減員	
	小計	110	109	▲1		
合計		1026 〔1100〕	1015 〔1100〕	11 〔1100〕	＜参考＞ R07人口1万人当たり職員数 60.53人	

注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	34	88	69	100	92	97	88	145	185	93	35	1026

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	766	773	780	765	762	773	7(0.9%)
教育	153	147	145	138	143	144	▲9(▲5.9%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	919	920	925	903	905	917	▲2(▲0.2%)
公営企業等会計計	105	96	96	102	110	109	4(3.8%)
総合計	1024	1016	1021	1005	1015	1026	2(2.0%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 3,683,512	千円 157,468	千円 116,626	% 3.2	% 3.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 46,553 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	全国市長村 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
6年度	人 25	千円 92,613	千円 29,631	千円 40,935	千円 163,179	千円 6,527	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐 倉 市	45.0 歳	364,305 円	579,768 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐 倉 市	
1人当たり平均支給額（6年度）	
1,638 千円	
（6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分
（1.40）月分	（1.00）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

佐	倉	市
（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率 3～45％）		
1 人当たり平均支給額（自己都合）0 千円（該当なし）		
（応募認定・定年）0 千円（該当なし）		

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（6 年度決算）			9,013 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）			360,516 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	9.2 %	25 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（6 年度決算）			239 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）			9,532 円
手当の種類（手当数）			3 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土地買収交渉等手当	土地、家屋その他物件の移転もしくは工事に伴う損失補償の交渉又は公共用地の買収若しくは借り上げの交渉		日額 400 円
	土地境界立会		日額 200 円
災害出動手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は避難所の開設若しくは運営に直接従事したとき		日額 710 円
	前項の現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に直接従事したとき。		日額 1,080 円
	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村（以下「災害発生市町村」という。）に派遣され、災害発生市町村の区域内において行う同法第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号に掲げる救助に直接		日額 710 円

	従事したとき。	
	災害発生市町村に派遣され、災害発生市町村の区域内において行う災害救助法第4条第1項第5号、第6号及び第9号並びに災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条各号に掲げる救助に直接従事したとき。	日額1,080円
	前2項に掲げるもののほか、本市の区域外で異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該地域に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が災害対応業務（応急作業等を除く。）に直接従事したとき。	日額710円
	派遣職員が応急作業等に直接従事したとき。	日額1,080円
漏水等対策手当	日曜日、土曜日及び休日において漏水等対策業務に従事したとき	日額1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	8,209 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	342 千円
支給実績（令和6年度決算）	10,605 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	425 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者	3,000 円	同じ		3,815 千円	152,566 円
	扶養親族	6,500 円				
	子	11,500 円				
住居手当	市内借家	限度 28,000 円	異なる	借家に市内外で金額差を設けている点、市内自宅への手当支給を行う点が異なる。	1,308 千円	52,320 円
	市外借家（令和5年10月～）	限度 20,000 円				
	市内自宅（令和5年10月～）	3,000 円				
通勤手当	電車・バス等を使用する場合	150,000 円まで全額支給	同じ		2,841 千円	113,617 円

	乗用車等を使用する場合	乗用車 2,000 円～ 原 付 2,000 円～ 自転車 2,000 円～	異なる	キロ毎の金額、上限額(31,600 円)が異なる。		
管理職手当	職制上の段階に応じ支給	39,700 円～ 116,500 円	異なる	各級の額	1,728 千円	69,120 円
休日勤務手当	祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給		同じ		86 千円	3,403 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5 年度の総費用に 占める職員給与費 比率
6 年度	千円 3,417,961	千円 338,833	千円 122,077	% 3.6	% 3.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	全国市町村 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6 年度	人 23	千円 97,155	千円 26,924	千円 42,418	千円 166,497	千円 7,239	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐 倉 市	46.4 歳	391,299 円	615,539 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐 倉 市	
1人当たり平均支給額（6年度）	
1,845 千円	
（6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分
（1.40）月分	（1.00）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

佐 倉 市	
（支給率）	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分 47.709 月分
最高限度	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（割増率3～45%）	
1人当たり平均支給額（自己都合）2,221 千円	
（応募認定・定年）0千円（該当なし）	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（6年度決算）			9,441 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			410,447 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	9.2 %	23 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			157 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			6,809 円
手当の種類（手当数）			3 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土地買収交渉等手当	土地、家屋その他物件の移転もしくは工事に伴う損失補償の交渉又は公共用地の買収若しくは借り上げの交渉		日額400円
	土地境界立会		日額200円
災害出動手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は避難所の開設若しくは運営に直接従事したと		日額710円

	き	
	前項の現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に直接従事したとき。	日 額 1,080 円
	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村（以下「災害発生市町村」という。）に派遣され、災害発生市町村の区域内において行う同法第4条第1項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる救助に直接従事したとき。	日 額 710 円
	災害発生市町村に派遣され、災害発生市町村の区域内において行う災害救助法第4条第1項第5号、第6号及び第9号並びに災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条各号に掲げる救助に直接従事したとき。	日 額 1,080 円
	前2項に掲げるもののほか、本市の区域外で異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該地域に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が災害対応業務（応急作業等を除く。）に直接従事したとき。	日 額 710 円
	派遣職員が応急作業等に直接従事したとき。	日 額 1,080 円
漏水等対策手当	日曜日、土曜日及び休日において漏水等対策業務に従事したとき	日 額 1,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	9,376 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	408 千円
支給実績（令和6年度決算）	8,491 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	370 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

カ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）
扶養手当	配偶者	3,000 円	同じ		3,731 千円	162,208 円
	扶養親族	6,500 円				
	子	11,500 円				
住居手当	市内借家	限度 28,000 円	異なる	借家に市内外で金額差を設けている点、市内自宅への手当支給を行う点が異なる。	1,158 千円	50,345 円
	市外借家（令和 5 年 10 月～）	限度 20,000 円				
	市内自宅（令和 5 年 10 月～）	3,000 円				
通勤手当	電車・バス等を使用する場合	150,000 円まで全額支給	同じ		2,184 千円	94,947 円
	乗用車等を使用する場合	乗用車 2,000 円～ 原付 2,000 円～ 自転車 2,000 円～	異なる	キロ毎の金額、上限額（31,600 円）が異なる。		
管理職手当	職制上の段階に応じ支給	39,700 円～ 116,500 円	異なる	各級の額	1,728 千円	75,130 円
休日勤務手当	祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給		同じ		36 千円	1,556 円